

## 意見書（部会設置）

2012年8月20日

委員 石野富志三郎

（財団法人全日本ろうあ連盟）

表記の件につき、「アクセシビリティ」部会設置を要望します。

### [理由]

障害者権利条約（以下、権利条約）により「アクセシビリティ」が新しい重要な概念としてわが国に紹介されましたが、欧米では早くからこの概念に基づき、障害のある人とそうでない人との共生を図る施策を進めてきました。権利条約では、前文に「障害のある人がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たり、物理的、社会的、経済的及び文化的環境、保健[健康]及び教育並びに情報通信についてのアクセシビリティが重要であることを認め、」とあり、そして権利条約の一般原則、一般的義務に「アクセシビリティ」の用語が入り、さらに単独条項（第9条）を設けております。さらにこの「アクセシビリティ」の概念に基づき、随所に「アクセス」「アクセシブル」の用語が使われています。言いかえれば、障害のある人が障害のない人と同じように生活していける環境を整備することが重要であることを権利条約は謳っています。この「アクセシビリティ」の概念は共生社会を構築する重要な言葉であり、精神です。

ところが、我が国ではこの概念がほとんど理解されていません。いつでも、どこでも、誰からでも自由に情報を受け取り、いつでも、どこでも、誰にでも情報を発信すること、そして、コミュニケーションの方法や手段を自らの意思で自由に選択することができるようにすることが当然の権利として保障されること、また施設（建物利用、交通含む）、商品やサービスへのアクセス、司法、教育、医療等へのアクセスが重要であり、この概念に基づいた体系（システム）を審議するための場（部会）を設けることが必要であると考えます。また、アクセシビリティが阻害されている状況の実態調査もされていない状況ですので、アクセシビリティ阻害の実態調査を踏まえて我が国でのあるべき施策を講じる必要があります。

なお、部会設置の際、それぞれの分野での現場経験者、有識者（特に障害を持つ）を委員として選出し、実効のある審議が行われることを期します。